

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年11月16日

月曜日

第4714号

目次

公安委員会規則	
○風俗営業の営業時間の特例に関する規則の一部を改正する規則	1
○少年指導委員運営規則の一部を改正する規則	3
内水面漁場管理委員会指示	
○1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕規制	8
公 告	
○都市計画の図書の写しの縦覧	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	9
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	10

規 則

風俗営業の営業時間の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月16日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規則第9号

風俗営業の営業時間の特例に関する規則の一部を改正する規則

風俗営業の営業時間の特例に関する規則（昭和60年富山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

「富山市の区域のうち組織規則別表第1に掲げる富山北警察署水橋交番、同上条警察官駐在所及び同三郷警察官駐在所の所管区（以下「富山市水橋地区」という。）の区域	7月第4土曜日に続く日曜日及びその翌日 10月16日及び10月17日
---	---------------------------------------

を

「富山市の区域のうち組織規則別表第1に掲げる富山中央警察署水橋交番、同上条警察官駐在所及び同三郷警察官駐在所の所管区の区域	7月第4土曜日に続く日曜日及びその翌日 10月16日及び10月17日
---	---------------------------------------

に、

「富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号。以下「組織条例」という。）別表に掲げる富山北警察署の管轄区域のうち富山市水橋地区を除く富山市の区域	5月17日及び5月18日 8月2日から8月4日までの日
富山市の区域のうち組織条例別表に掲げる富山北警察署、富山中央警察署及び富山南警察署の管轄区域並びに組織規則別表第1に掲げる富山西警察署呉羽交番、五福交番及び池多警察官駐在所の所管区の区域	4月5日から4月11日までの間の土曜日に続く日曜日及びその翌日 8月第1金曜日に続く土曜日からの翌々日までの日
組織条例別表に掲げる富山中央警察署の管轄区域並びに組織規則別表第1に掲げる富山西警察署五福交番、富山南警察署富南交番及び空港前交番の所管区の区域	6月1日から6月4日までの日

を

「富山市の区域のうち組織規則別表第1に掲げる富山中央警察署富山港交番、同海岸通警察官駐在所、同富山北幹部交番、同豊田交番、同針原警察官駐在所、同東富山警察官駐在所、同浜黒崎警察官駐在所及び同和合交番の所管区の区域	5月17日及び5月18日 8月2日から8月4日までの日
富山市の区域のうち富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）別表に掲げる富山中央警察署及び富山南警察署の管轄区域並びに組織規則別表第1に掲げる富山西警察署呉羽交番、同五福交番及び同池多警察官駐在所の所管区の区域	4月5日から4月11日までの間の土曜日に続く日曜日及びその翌日 8月第1金曜日に続く土曜日からの翌々日までの日
富山市の区域のうち次の各号に掲げる区域 (1) 組織規則別表第1に掲げる富山中央警察署富山駅前交番、同磯部交番、同中央通り交番、同東町交	6月1日から6月4日までの日

番、同奥田交番、同石金交番、同新庄交番及び同広田交番の所管区域の区域	
(2) 組織規則別表第1に掲げる富山南警察署今泉交番、同堀川交番、同山室交番、同下堀交番、同太田警察官駐在所、同富南交番及び同空港前交番の所管区並びに同大沢野幹部交番の所管区のうち上大久保（上大久保5区、上大久保6区、上大久保泉町）、合田、塩、下大久保、神通、新村、中大久保及び東大久保の一部の区域	
(3) 組織規則別表第1に掲げる富山西警察署五福交番の所管区域の区域	

に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月24日から施行する。

少年指導委員運営規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年11月16日

富山県公安委員会

委員長 麦 野 英 順

富山県公安委員会規則第10号

少年指導委員運営規則の一部を改正する規則

少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和60年国家公安委員会規則第2号。」の次に「以下「規則」という。」を加える。

第2条中「少年指導委員」を削る。

第7条中「規則第4条」を「法第38条第2項及び規則第4条」に改める。

別表中

上市区域	上市警察署管内
富山北区域	富山北警察署管内

を

上市区域	上市警察署管内
------	---------

に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第7条関係）

少年指導委員活動記録簿

実 施 者	氏 名	活動区域
共同実施者・団体等		
日 時	年 月 日 () : ~ :	
場 所		
活 動 内 容	<input type="checkbox"/> 少年の補導	
	<input type="checkbox"/> 風俗営業等を営む者等に対する助言	
	<input type="checkbox"/> 被害を受けた少年に対する助言、指導その他の援助	
	<input type="checkbox"/> 地方公共団体の施策等への協力	
	<input type="checkbox"/> 少年相談	
	<input type="checkbox"/> 広報啓発活動	
その他参考事項		

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号（第8条関係）

富山県公安委員会指令第 号

住 所

氏 名

活動区域

少年指導委員に対する指示について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項により、同条第1項の立入りについて次のとおり指示します。

年 月 日

富山県公安委員会



指 示 事 項		指 示 内 容
立す 入べ りき	法第37条第2項各号 に掲げる場所のい ずれであるかの別	
を場 実所 施	立入りを実施すべき 地域	
立入りを実施すべき期日 又は期間		
立入りを実施するに当た るの留意事項		

別記様式第5号を次のとおり改める。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

富山県公安委員会 殿

年 月 日付け風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条の2第2項に基づく富山県公安委員会の指示に基づき立入りを実施したので、同条第3項により、その結果について報告する。

実施者等	氏 名	活動区域
立入りを実施すべき期日又は期間		

立 入 り 場 所	業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗関連特殊営業 <input type="checkbox"/> 特定遊興飲食店営業 <input type="checkbox"/> 深夜飲食店営業等	名 称 (<input type="checkbox"/> 営業所 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 受付所 <input type="checkbox"/> 待機所)
	所在地		
立入りを実施した日時			
立入りを実施した結果			
その他参考となるべき事項			

附 則

この規則は、令和2年11月16日から施行する。

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第6号

1月1日から2月末日までにおけるさくらますの採捕規制について
漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、
さくらます採捕について次のとおり制限する。

令和2年11月16日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

次の表に掲げる区域及び禁止期間については、さくらますを採捕してはならない。
ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を
受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

区域	禁止期間
富山県の内水面	令和3年1月1日から同年2月28日まで

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により射水市から次の
都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により富山県土木部
都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和2年11月16日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 沖塚原地区 地区計画

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年11月16日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ五福店 富山市五福字御用地5163番7 ほか18筆

2 店舗を設置する者 株式会社北陸不動産コンサルタント

3 店舗において小売業を行う者 株式会社大阪屋ショップ、未定1者

4 新設の日 令和3年5月20日

5 店舗面積の合計 1,218㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側および東側 1箇所／47台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南東側 1箇所／22台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物北側 1箇所／10.5㎡

建物南西側 1箇所／15.3㎡

建物南東側 1箇所／6.0㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物北側 2箇所／7.5㎡、6.0㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社大阪屋ショップ、未定1者／午前9時及び午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場／午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所／敷地南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設1／午前6時～午後6時

荷さばき施設2／午前7時～午後5時

荷さばき施設3／午前4時～午前6時

- 8 届出の日 令和2年11月6日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 10 縦覧期間 令和2年11月16日から令和3年3月16日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和2年11月16日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地
大阪屋ショップ豊田店 富山市豊田町一丁目字前田割26番3 ほか3筆
- 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル
- 3 変更事項
 - (1) 駐車場の位置
(変更前) 建物南側および東側1箇所 隔地駐車場1箇所
(変更後) 建物南側および東側1箇所 隔地駐車場2箇所
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場1、2 午前8時30分～午後9時30分

(変更後) 駐車場1、2、3 午前8時30分～午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 5箇所／駐車場1東側2箇所、駐車場1西側1箇所、駐車場2東側1箇所ほか1

(変更後) 7箇所／駐車場1東側2箇所、駐車場1西側1箇所、駐車場2南側2箇所ほか2

4 変更の日

3 変更事項 (1)令和3年7月7日

(2)、(3)令和2年11月7日

5 変更の理由 安全性及び利便性を考慮し、周辺住民からの意見を基に、駐車場1及び駐車場2の出入口の位置を変更するため。また、駐車場3を来客用駐車場及び従業員用駐車場として利用するため。

6 届出の日 令和2年11月6日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和2年11月16日から令和3年3月16日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

